

令和7年度 医療法第25条第1項の規定に基づく医療機関に対する立入検査実施方針等について

令和7年度に高崎市が実施する医療機関に対する立入検査の実施方針等を下記のとおり定めたので、これらの事項に留意し適切な検査を実施する。

記

1 実施方針

医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施に当たっては、「医療法第25条第1項の規定に基づく高崎市医療機関立入検査要綱」に基づき実施するものとするが、その内容及び検査基準は別途厚生労働省が通知にて示す事項を確認するものとする。

また、過去の立入検査結果、改善状況等を踏まえ、医療機関の適正な運営が確保されるよう実施するものとする。

2 重点検査事項

(1) 安全管理のための体制の確保等について

医療事故報道が後を絶たない現状を踏まえ、医療法第6条の12の規定に基づく医療の安全を確保するための措置が適切に講じられているかを確認する。

特に、院内感染対策、医薬品の安全管理及び医療機器の安全管理に係る指針の整備に加え、委員会の開催や研修の実施、院内感染対策の推進はもとより、医薬品及び医療機器の安全使用を目的とした改善の方策を講じる体制が十分に整備されており、それらの措置が有機的かつ効果的に機能しているかを確認する。

また、事故報告や再発防止策を検討する安全管理委員会の開催状況やヒヤリ・ハット事例の分析等医療事故対策の取組強化、死亡及び死産の確実な把握のための院内体制の確保が図られるよう指導する。

(2) 院内感染防止対策の徹底について

院内感染の標準防護具（手袋、マスク等）の適正使用、処置前の手指消毒の励行等の院内感染の標準的予防策を院内の全ての職員が徹底しているかを確認し、必要に応じて指導を行う。

(3) 放射線業務従事者等の健康管理等の徹底について

放射線業務従事者等の電離放射線健康診断が行われていること、かつ、労働基準監督署長に電離放射線健康診断結果報告書が提出されていることを確認する。

(4) 放射性医薬品及びその他業務に使用する化学薬品の安全使用のための対策について

一般的な医薬品の安全管理に加え、放射性医薬品やその他業務に使用する化学薬品の取扱い状況、管理保管、廃棄処分が適切に行われているかを確認する。

(5) 診療用放射線に係る安全管理のための体制の確保について

安全管理のための責任者の設置に加え、安全利用のための指針の策定、放射線診療に従事する者に対する研修の実施、放射線診療を受ける者の当該放射線による被ばく線量の管理及び記録その他の診療用放射線の安全利用を目的とした改善の方策について確認する。

(6) 検体検査の業務の適正な実施に必要な基準への適合について

検体検査及び遺伝子関連・染色体検査（以下「検体検査等」という。）の精度の確保に係る責任者の配置、標準作業書、作業日誌、台帳等が作成されていることを確認する。また、検体検査等の業務を委託している場合は、契約書類、業務案内書等を確認する。

(7) 医療従事者の人員、標準数等の確認について

医師、看護師、薬剤師等医療従事者の勤務実態について、出勤簿、賃金台帳等により確認し、従事者については資格者免許証により資格の有無を確認するとともに、必要な従事者数を満たしているかを確認する。

(8) 構造設備・届出事項等

診察室、調剤所、病室等の各室の用途について、許可（又は届出）の内容（図面等）と現状が一致しているかを確認する。

(9) 医師の働き方改革について

時間外・休日労働における労働時間数をもとに、面接指導の実施状況、就業上の措置及び勤務間インターバル・代償休息について確認する。

(10) サイバーセキュリティの確保について

サイバーセキュリティを確保するために必要な措置を講じていることを、チェックリストで確認する。

(11) その他

厚生労働省が重点検査事項として示す事項については、これに追加して立入検査実施の際に併せて確認する。

3 検査対象医療機関及び実施方法

(1) 病院

市内に所在する全ての病院を対象に、令和8年3月31日までに実施する。

(2) 診療所

有床診療所については、実施計画に基づき概ね3年に1回、無床診療所については、新規に開設された施設を対象に実施する。ただし、医療法人化等に伴い新規に開設された施設の場合で、管理者、施設の管理運営等の変更がないと判断できる施設は、対象外とする。

(3) その他

ア. 病院又は診療所（有床・無床を問わず）において医療事故が発生した場合、若しく

は関係機関、住民等から通報があった場合、又は医療相談窓口に情報が寄せられた場合で特に必要があると認めた場合については、当該医療機関に対して臨時の検査を実施する。

イ. その他市長が必要と認めた場合は、その都度立入検査を実施する。

4 その他の取り組み

- (1) 医療安全・管理のための無床診療所における自主点検について、自主点検チェックリストを高崎市保健所の窓口、インターネットを使用したファイルダウンロード等を利用して配布し、自主的な点検の実施を推進する。
- (2) (1) の自主点検による自己評価の結果、必要な指導支援を医療機関から求められた場合は、当該医療機関に出向く等により適切な支援を行う。